

陳情文書表

令和6年第2回神奈川県議会定例会

令和6年6月13日

陳情番号	38	付議年月日	6 . 5 . 15
件名	私立学校授業料助成について陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私学中学・高校に通わせる家庭への授業料助成、及び通学費助成を前向きにご検討願います。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>少子化により、現在の子ども達が将来強いられる経済的負担はもちろん、生きていくための環境そのものが未知数の不安定感を有しています。物理的に人数が少ないにもかかわらず、不安定極まりない社会情勢、行政が抱えるランニングコスト、さらにぶらさがる後期高齢者・高齢者があまりに多いこと。</p> <p>そんな将来を懸念し、少しでも高い学歴をと教育環境をと奮闘しておるも、神奈川県は我関せずの状況です。この波に吞まれぬよう、危機感をおぼえ教育費に割くのは神奈川県では親だけという現状に物申したく陳情いたします。</p> <p>神奈川県は、危機感がないから取組まないのか、果たしてそうなのでしょうか。</p> <p>選挙権を持ち今現在あっちが痛いこっちが痛いとうったえる後期高齢者、高齢者。問題部分補修に追われ、任期があけた将来まで手を回す目がないではと、穿った気持ちも生じます。現在進行形で食いつくし占める予算は、既に我々子育て世代にも重い負担となっております。真剣に議論頂き、可及的速やかな実施を求めます。</p> <p>小生は、シングルマザーですが日々馬車馬のように働き、教育費を捻出しております。高校を諦めた10代、新社会人20代の人手不足はご存じでしょうか。正規雇用されることに諦めを持ち、社会に出て活躍するよりも、家庭を作ることへの希望よりも、負担への嫌気の方が勝るのでしょう。問題点が明白にわかっていながら、教育負担は自己責任。親の責任、子育ては産んだ親の負担とし、成長すると「待っていました」とばかりに奪い取る仕組みは、そろそろ限界と警鐘を鳴らしたい所存です。</p> <p>危機感ない若者の教育は必然と捉えます。しかし、それを実行できる経済的余裕が我々子育て世代にはないのが現状です。</p> <p>小池都知事による政策をご存じでしょうか。東京では、東京都在住限定で所得にかかわらず私学へ通わせる親へ授業料軽減助成がされております。黒岩知事を中心とする神奈川県でも、取組んで頂きたいと切に願います。</p>			

陳情番号	39	付議年月日	6.5.15
件名	横浜市営地下鉄の電車の増便を求める意見書を提出するよう求める陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島 涼		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>県議会は横浜市交通局に、横浜市営地下鉄ブルーラインとグリーンラインの電車の増便を求めるよう意見書を出す。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>新型コロナの影響で、2023年に横浜市営地下鉄ブルーラインとグリーンラインは、昼間を中心に電車が減便となりました。しかし、新型コロナの感染症法上の分類が変わりその後新型コロナに関する行動制限が緩和されたことにより週末の朝から昼間を中心に混雑度が激しくなりました。平日昼間の電車の本数が少なくなりました。こうした現状を考えると横浜市営地下鉄ブルーラインとグリーンラインは、電車の便が少なく不便ではないかと思いました。県議会は、横浜市交通局に対して、横浜市営地下鉄ブルーラインとグリーンラインの電車の増便を求めるよう意見書を出すべきではないかと思います。</p>			

陳情番号	40	付議年月日	6 . 6 . 6
件名	携帯電話・PHS 中継基地局の設置に関する条例の制定を求めることについての陳情		
付議委員会	陳情者		
総務政策常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>私は組織的つきまとい犯罪（いわゆる集団ストーカー犯罪）及びテクノロジー犯罪の被害者です。この組織的つきまとい犯罪の被害を受けている被害者の多くはテクノロジー犯罪を受けています。テクノロジー犯罪により身体攻撃を受け電磁波を感じやすくされており電磁波過敏症にされました。多くの被害者が電磁波による被害を訴えております。携帯電話基地局からは電磁波が発生しておりますのでテクノロジー犯罪被害者以外の方にも健康被害の心配がございます。</p> <p>2020年4月ベルギーの首都ブリュッセルでは5Gの実験、導入を禁止する措置が発表されました。ほかの欧州諸国でも追随する動きが出始めており、世界の国々が5Gを警戒しています。世界では問題視されている5Gですが日本はなぜか逆向しており5Gの携帯基地局が次々に設置されています。健康被害が起きてからでは遅いのです。</p> <p>このことから次の3点を要望いたします。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>(1) 携帯電話・PHS通信会社が基地局の設置・改造を行う際、基地局が発する電波の影響が及ぶ範囲の住民に対する説明会を開催し、事業計画が近隣住民の合意と理解のもとに進められるよう義務づける条例を制定してください。</p> <p>(2) 新規設置の基地局に限らず、既存の基地局についても、県が事業者へ情報提供を求め、県内の基地局の設置状況の把握に努め、県民もその情報にアクセスできるようにしてください。</p> <p>(3) 携帯基地局を設置した後も事業者へ周辺環境への影響や健康被害の調査を義務付けすること。</p>			

陳情番号	41-1	付議年月日	6.6.12
件名	未認識の犯罪『集団ストーカー・テクノロジー犯罪』の周知啓蒙と誤解による2次被害3次被害の根絶を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
防災警察常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪、電磁波等を悪用した電化製品と人への加害行為、これは完全否定出来るものではなく日本全国に被害報告があります。5W1Hの分からないものは、全く調査しないというのは司法、行政の公務員として職務怠慢と言えますし、誤った指示を出す可能性がある。</p> <p>措置入院、強制入院等、第三者チェック機関や担当官の教育不足による誤認識から行政執行が行われる危険性があります。</p> <p>人権侵害、弱者救済の観点から各機関、各市区町村に間違いが起こらない徹底指導が必要である。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>① <u>組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪エレクトロニックハラメントという犯罪を、被害者を中心に聞き取り調査をし、有識者（被害者団体）から現状を把握し、警察、保健所、人権擁護委員会、精神病院、行政の精神医療審査委員会、それに係る司法機関、弁護士に情報調査報告を周知徹底する。</u></p> <p>② <u>現在の科学技術の進歩により、行われる可能性のある新たな犯罪行為、又は現在の犯罪との併用使用に対する予測準備機関が必要です。まず海外の規制の変化調査、犯罪、訴訟履歴を参考に国内の電波に係る規制の見直し、実際の電磁波過敏症、電磁波攻撃を受けている人から被害報告を聞き取り、調整し関連行政、企業、国家機関への調査報告、改正が必要なものには法改正を要求する。</u></p> <p>③ 警察の23条通報に於ける、公務員の過失行為防止の為家族、親族、友人6名以上の事情聴取、そして保健所長をへて都道府県知事への報告の第三者チェック機能を入れる、そして精神科医の再教育、更に精神科医院内での、これまでの実態調査及び海外の精神医療に関するデーターとの比較、WHO精神保健ケア法：基本10原則を何故取り入れないのか？調査し即時実行。</p>			

陳情番号	41-2	付議年月日	6. 6. 12
件名	未認識の犯罪『集団ストーカー・テクノロジー犯罪』の周知啓蒙と誤解による2次被害3次被害の根絶を求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※ 陳情者の個人情報については、神奈川県議会個人情報等取扱事務要綱第20条の規定により、削除しています。		
<p>【陳情の趣旨】</p> <p>組織的嫌がらせ行為集団ストーカー犯罪、電磁波等を悪用した電化製品と人への加害行為、これは完全否定出来るものではなく日本全国に被害報告があります。5W1Hの分からないものは、全く調査しないというのは司法、行政の公務員として職務怠慢と言えますし、誤った指示を出す可能性がある。</p> <p>措置入院、強制入院等、第三者チェック機関や担当官の教育不足による誤認識から行政執行が行われる危険性があります。</p> <p>人権侵害、弱者救済の観点から各機関、各市区町村に間違いが起こらない徹底指導が必要である。</p> <p>【陳情内容】</p> <p>① 組織的嫌がらせ行為、ガスライティング手法、集団ストーカー犯罪エレクトロニックハラスメントという犯罪を、被害者を中心に聞き取り調査をし、有識者（被害者団体）から現状を把握し、警察、保健所、人権擁護委員会、精神病院、行政の精神医療審査委員会、それに係る司法機関、弁護士に情報調査報告を周知徹底する。</p> <p>② 現在の科学技術の進歩により、行われる可能性のある新たな犯罪行為、又は現在の犯罪との併用使用に対する予測準備機関が必要です。まず海外の規制の変化調査、犯罪、訴訟履歴を参考に国内の電波に係る規制の見直し、実際の電磁波過敏症、電磁波攻撃を受けている人から被害報告を聞き取り、調整し関連行政、企業、国家機関への調査報告、改正が必要なものには法改正を要求する。</p> <p>③ <u>警察の23条通報に於ける、公務員の過失行為防止の為家族、親族、友人6名以上の事情聴取、そして保健所長をへて都道府県知事への報告の第三者チェック機能を入れる、そして精神科医の再教育、更に精神科医院内での、これまでの実態調査及び海外の精神医療に関するデータとの比較、WHO精神保健ケア法：基本10原則を何故取り入れないのか？調査し即時実行。</u></p>			